

ふたば便り

旭川事務所：旭川市神楽2条7丁目4-18

札幌事務所：札幌市中央区北2条西2丁目1-5 リージェントビル6F

東京事務所：東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2011年9月号 (Vol. 109)

＜マイカー通勤の通勤手当の限度額改正＞

6月22日に成立した平成23年度税制改正について、6月30日付の官報で詳細部分が明らかとなりました。今回は、主にマイカー通勤者に影響が出る通勤手当の限度額改正についてお届けしたいと思います。

～まずは現状の取り扱いから～

事業主が、従業員に通勤手当を支給している場合には、その通勤手当のうち一定の金額まで所得税や住民税がかかりません（非課税）。

非課税と一言と言っても、この場合の非課税となる金額は通勤距離や通勤のために利用するもの（電車を利用する、マイカーを利用するなど）に応じて異なります。たとえば、マイカー通勤者は、右表のとおり通勤距離に応じて非課税の金額が設けられています。

ただし、右表③～⑥の非課税金額は、それぞれの金額よりも仮に公共交通機関を利用した場合の運賃相当額が高ければ、10万を上限にその運賃相当額が非課税金額となります。

【通勤手当に応じた非課税金額】

通勤距離（片道）	非課税金額（1ヶ月あたり）
① 2km以上 10km未満	4,100円
② 10km以上 15km未満	6,500円
③ 15km以上 25km未満	11,300円
④ 25km以上 35km未満	16,100円
⑤ 35km以上 45km未満	20,900円
⑥ 45km以上	24,500円

【例】

従業員Aさんは、会社へマイカー通勤しています。自宅から会社までの距離は、片道34kmあります。Aさんは通勤手当として毎月20,000円の支給を受けています。この場合の、通勤手当に係る非課税金額について、考えてみましょう。

(イ) 通勤距離に応じた非課税金額

片道25km以上 35km未満・・・16,100円

(ロ) 公共交通機関を利用した場合の非課税金額

合理的な通勤経路による1ヶ月当たりの定期乗車券の額・・・24,610円

上記の場合、(イ)<(ロ)のため、(ロ)の24,610円が非課税金額です。Aさんの通勤手当は20,000円ですから、Aさんの通勤手当は、全額税金がかかりません。

～改正により、どうなるのでしょうか～

今回の改正により、上記ただし書き部分が削除されました。つまり、【通勤距離に応じた非課税金額】しか適用できません。上記の例でいえば、(ロ)は使えなくなり、(イ)の16,100円が非課税限度額になります。したがって、改正後Aさんは通勤手当20,000円と(イ)の差額3,900円について税金がかかることとなります（源泉所得税の対象）。適用は平成24年1月1日以後支給分からです。

今回の改正はマイカー通勤者が対象ですが、ガソリン代が高くなっているというときに、厳しい改正です・・・電気自動車の時代になったら、通勤手当ってどうなるのでしょうかね。y.n

